

マルナカ八栗店 (No.1289)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月2日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和6年3月12日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ八栗店
高松市牟礼町牟礼2615番地1 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・周辺の交通安全に十分注意してください。(理由)
 - ・実際にマルナカから出てきた車が近隣住宅のよう壁に衝突した事例がある。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和6年8月2日から令和6年9月2日まで